

土木工事特記仕様書（令和7年2月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（建設副産物）【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（工事成績評定の選択制）

- 第3条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ~ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第5条 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領(以下「試行要領」という。)」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温 30℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高 WBGT25℃以上対象)を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第6条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(仮設トイレの洋式化)

第7条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

(建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】)

第8条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

第9条 受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】）

第10条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で月単位の週休2日に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条第1項（1）による。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

（暫定単価方式の試行）

第11条 本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛（以下「暫定単価」という。）を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。

- 2 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。
- 3 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。
- 4 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

（本工事の特記仕様事項）

第12条 本工事における特記仕様事項は、次頁のとおりとする。

特記仕様書

第1節 システム構成と概要

1-1 システムの構成

徳島県水防情報伝達システムのうち、水防テレメータ部分の構成は、「別図-1 機器構成図」のとおりとする。

1-2 工事の概要

「水防情報伝達システム」で収集される河川の水位や雨量等のデータは、無線機器（テレメータ設備）を介して送信されている。このテレメータ設備については、設置から長年経過し更新が必要となっている。これに伴い、無線規格を現状の国電通仕第21号から54号のテレメータ装置に改良することで情報が短時間で収集でき、よりリアルタイムに近い情報提供が可能となるため、無線規格を移行するとともに老朽化している機器の更新を行うものとする。

第2節 機器構成

本仕様書の機器構成は、「別表-1 機器構成一覧表」のとおりとする。

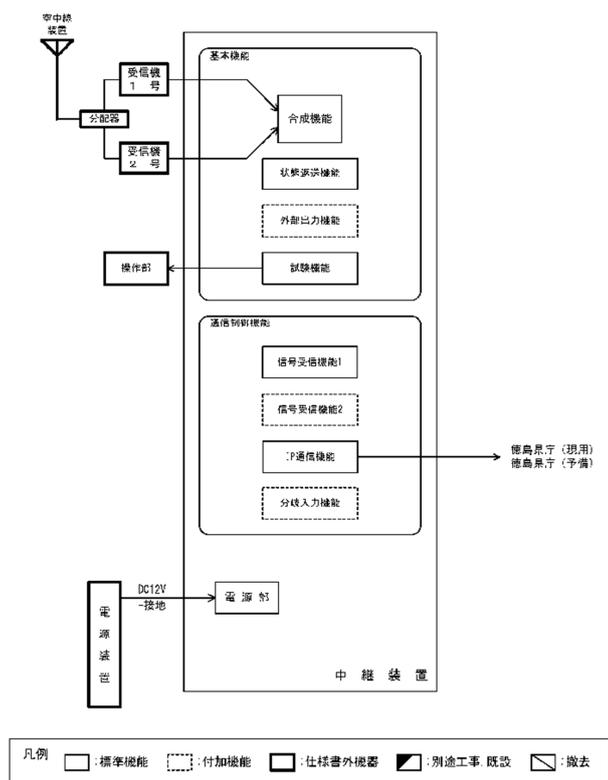
第3節 機能仕様

3-1 テレメータ中継装置 (V-I/ V-μ 中継) (21号及び54号に対応可能とすること)

国電通仕第54号 中継局装置による他、特記事項および付加機能は以下によるものとする。

(1) 局構成

標準的な中継局の機能ブロック図を示す。



(2) 基本機能

観測装置の仕様は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|--|
| 1) 構造 | : 屋内据置自立管体 |
| 2) 外形寸法 | : (W)520×(H)1500×(D)300mm 程度 (取付金具を除く) |
| 3) 塗装色 | : マンセル記号 5Y7/1 半ツヤ |
| 4) 電源電圧 | : DC+12V |

(3) 付加機能

本装置は、下記の機能を有するものとする。

- 1) 信号受信機能 2 : 伝送速度 200bps の受信信号に対応する。

(4) 特別付加機能

本装置は、下記の機能を有するものとする。

- 1) 2 方路出力機能 : 標準機能である IP 通信機能を拡張し、2 拠点に出力できる機能を有するものとする。

3-2 無線装置

国電通仕第 22 号に準拠するものとし、下表の無線装置を中継装置に実装する。

- 1) 送信周波数 : 70MHz 帯の指定周波数
2) 送信出力 : 1W、3W、5W、10W
また、1W 未満の出力については 1W 無線機に同軸減衰器を挿入して行うものとする。
0.5W : 3db (ATT)
0.2W : 7db (ATT)
0.1W : 10db (ATT)
0.01W : 20db (ATT)
3) 受信周波数 : 70MHz 帯の指定周波数
4) その他 : 中継装置については、無線装置 2 台方式とする。

3-3 空中線装置

(1) 空中線

既設の設置状況に準じ、同等品を選定する。

- 1) 形式 : 2 素子八木型、3 素子八木型、5 素子八木型
2) 周波数 : 70MHz 帯
3) インピーダンス : 50 Ω
4) その他 : 取付金具を含めること。

(2) 同軸避雷器 (無線装置用)

既設の設置状況に準じ、同等品を選定する。

- 1) 形式 : 同調型
2) 周波数 : 70MHz 帯
3) インピーダンス : 50 Ω
4) 挿入損失 : 0.5dB 以下
5) 定在波比 : 指定周波数において 1.2 以下

(3) 同軸避雷器 (GPS 用)

- 1) インピーダンス : 50 Ω
2) 挿入損失 : 0.3dB 以下
3) 定在波比 : 1.2 以下

(4) フィルタ

- 1) 通過周波数 : 71.805MHz
2) 減衰量 : 通過周波数 ±2MHz 15dB 以上
通過周波数 ±4MHz 25dB 以上
通過周波数 ±8MHz 35dB 以上
3) 挿入損失 : 1.0dB 以下

3-4 電源装置

(1) 直流電源装置

国電通仕第 26 号に準拠するものとし、仕様は以下のとおりとする。

- 1) 形式 : KR-12
- 2) 冷却方式 : 自然冷却
- 3) 定格 : 連続
- 4) 交流入力 : AC100V ± 10%, 60Hz, 1φ
- 5) 直流出力 : DC12V 10A
- 6) 鉛蓄電池 : MSE 型 100AH

(2) 耐雷トランス

- 1) 入力電源 : AC100V ± 10%, 60Hz, 1φ
- 2) 出力電源 : AC100V ± 10%, 60Hz, 1φ
- 3) 容量 : 1KVA
- 4) 構造 : 据置型

別図-1 機器構成図

